

令和 6 年 度

# 監 査 概 要

(年間監査計画を含む)

令和 6 年 4 月

池田市監査委員



# 目 次

1. 監査委員制度の概要	1
・ 監査委員	1
・ 選任方法	1
・ 解任方法	1
2. 監査等の種類	2
・ 監査委員が必ず行う監査等	2
・ 監査委員が任意に、又は長等の請求により行う監査等	2
3. 令和6年度監査計画	3
1) 基本方針	3
2) 監査等の実施	3
（1）定期監査	4
（2）工事監査	4
（3）財政援助団体等監査	4
（4）例月現金出納検査	5
（5）決算審査	5
（6）財政健全化判断比率等審査	5
（7）行政監査	5
（8）その他	5
3) 監査等の実施時期	6
4) 公表	7
5) その他	7
[参考資料]	
○定期監査計画	8
○学校園定期監査計画	9
○監査委員が行う監査等の種類と報告等	10

<注>法令名の略語は、次のとおりとした。

法 地方自治法

令 地方自治法施行令

公企法 地方公営企業法

健全化法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

※本監査概要における部課名並びに引用する法令等についての  
表記は令和6年4月1日現在とした。

## 1. 監査委員制度の概要

### 監査委員

地方自治法により設置が義務付けられている。

市長、議会、他の行政委員会から独立した第三者機関として、公正で合理的かつ効率的な市の行政運営を実現するため、違法、不正の指摘だけでなく、是正指導に重点を置いて監査、検査及び審査（監査等）を実施することを責務としている。

監査等を実施することにより、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、住民福祉の増進と市政への信頼を確保することを旨としている。

なお、監査委員は一人ひとり、独任制で合議体ではないため、監査委員会とは異なる。

### 選任方法

市長が、議会の同意を得て任命する。（法第 196 条第 1 項）

人口 25 万人未満の市（令第 140 条の 2）では、定数 2 人（識見委員 1 人、議選委員 1 人…法第 195 条第 2 項及び第 196 条第 6 項）と定められているが、条例で識見委員を増やすことができる（法第 195 条第 2 項）ため、本市では条例で定数 3 人としている。

任期は、識見委員が 4 年、議選委員は議員の任期となっている。（法第 197 条）

（令和 6 年 3 月末現在）

氏名	選出区分	就任年月日	備考
三原 健吾	識見	令和 5 年 6 月 1 日（2 期目）	代表監査委員・非常勤
山本 明人	識見	令和 2 年 6 月 1 日	非常勤
藤本 昌宏	議選	令和 5 年 6 月 1 日	非常勤

### 解任方法

法律で定められた規定による罷免（法第 197 条の 2）ないしは退職（法第 198 条）の他は、意思に反して職を追われることはなく、中立公正な立場を貫くための身分保障となっている。

## 2. 監査等の種類

### 監査委員が必ず行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（会計年度1回以上）  
（定期監査）（法第199条第1項・第4項）
- ・ 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）
- ・ 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）
- ・ 基金の運用状況審査（法第241条第5項）
- ・ 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項）
- ・ 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

### 監査委員が任意に、又は長等の請求により行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（必要がある場合）  
（随時監査）（法第199条第1項・第5項）
- ・ 地方公共団体の事務の執行に係る監査（必要がある場合）  
（行政監査）（法第199条第2項）
- ・ 財政援助団体等に対する監査（必要がある場合又は長の請求）  
（法第199条第7項）
- ・ 指定金融機関等の監査（必要がある場合又は長・企業管理者からの請求）  
（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項）
- ・ 事務監査請求による監査（住民・議会・長からの請求）  
（法第75条・法第98条第2項・法第199条第6項）
- ・ 住民監査請求に基づく監査（住民からの請求）（法第242条）
- ・ 職員の賠償責任に関する監査（長・企業管理者からの請求）  
（法第243条の2の8第3項又は公企法第34条）

### 3. 令和6年度監査計画

(令和6年3月27日監査委員決定)

#### 1) 基本方針

令和4年度の決算状況においては、一般会計の実質収支では22年連続の黒字決算としたものの、単年度収支については赤字となっており、また経常収支比率も前年度より2.9ポイントの悪化となり95.9%となっている。健全化判断比率の各指標は健全段階を維持しているものの、地方交付税をはじめとする国の地方に対する財政措置も流動的であり、また経常収支比率も府内市平均を上回るなど依然として構造的に脆弱な財政体質に変わりはない。加えて、コロナ禍を脱したものの、市税収入の増加を見込むことが困難な中、今後の社会経済情勢については未だに不透明な状況であり、本市の財政運営も引き続き厳しい状況にある。

昨年度には、引き続きワクチン接種をはじめ新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ、困窮世帯等への給付などの様々な対策が全庁的に行われ、今後もセーフティネットとしての行政に求められる役割がますます大きくなるなか、持続可能な行財政運営に向けて限られた予算を緊急かつ重要な施策に重点配分し、厳正な予算執行に引き続き努めることが必要であることに変わりはない。

監査委員は、地方自治法に基づき、市長、議会、他の行政委員会から独立して設置された第三者機関として、公正で合理的かつ効率的な市の行政運営を実現するため、違法、不正の指摘だけでなく、是正指導に重点を置いて監査等を実施することを責務としている。

監査等にあたっては、公正不偏の立場から、本市の「財務に関する事務の執行」や「経営に係る事業の管理」等が法令等に基づき適正に処理されているかを主眼としつつ、「最少の経費で最大の効果を挙げているか」また「常にその組織及び運営の合理化に努めているか」等経済性、効率性、有効性の視点に意を用い、効率的かつ効果的な監査等を実施する。

#### 2) 監査等の実施

監査基準及び基本方針に基づく効率的かつ効果的な監査等とするため、次の項目を重視し、以下の監査等を実施する。

## ○ リスク・アプローチによる監査等の強化

効率的かつ効果的に監査を実施するため、過去の監査結果等を踏まえリスクの高い事務に対して監査資源（人・時間・コスト）を優先的に割り当てる監査を実施する。現在、長の努力義務となっている内部統制システムの今後の整備状況を注視したい。

## ○ 監査の実効性の確保のためのフォローアップ態勢

監査結果が事務事業の改善、適正化に資するよう改善措置のフォローアップを強化し、指摘事項等に対する措置が適切に講じられ、改善等の対応策が有効に進められているか適宜確認等を行い、監査の実効性を確保するとともに、他の部局や事務事業の執行においても同様な事態が生じていないか横断的に確認ができる態勢の構築をめざす。また、定期監査、決算審査など監査等をそれぞれ独立したものと考えるのではなく、総合的に考察していく態勢を整える。

### (1) 定期監査(法第199条第1項及び第4項の規定による監査)

毎会計年度少なくとも1回以上、期日を定めて、市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

### (2) 工事監査(法第199条第5項の規定による監査 随時監査)

本市において施工されている工事が適法に合理的かつ経済的に執行されているか、また、工事が設計書、仕様書、設計図面等に基づいて適切に施工されているかどうかを主眼として実施する。なお、この監査については、技術的見地に立脚して実施するため、技術士と工事技術調査にかかる業務委託契約を締結し、その調査結果の報告と意見を参考とする。

### (3) 財政援助団体等監査(法第199条第7項の規定による監査)

補助金等の交付団体、出資や出捐団体及び公の施設の管理を行う指定管理者に対し、必要があると認める時、又は市長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に目的に沿って行われているかどうかを主眼として、所管部署の状況聴取と併せて実施する。

**(4)例月現金出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査)**

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の残高(歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。)及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

**(5)決算審査(法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による決算審査及び法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査)**

決算(基金の運用状況を示す書類を含む)その他関係諸表などの計数の正確性を検証するとともに、予算の執行(基金の運用含む)又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

**(6)財政健全化判断比率等審査(健全化法第3条第1項の規定による健全化判断比率の審査及び同法第22条第1項の規定による資金不足比率の審査)**

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業の資金不足比率の計数の正確性を検証する。

**(7)行政監査(法第199条第2項の規定による監査)**

必要があると認めるとき、市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施する。本市においては、通常、定期監査と同時に実施する。

**(8)その他 住民の直接請求に基づく監査(法第75条)、議会の請求に基づく監査(法第98条第2項)、市長の要求に基づく監査(法第199条第6項)、住民監査請求に基づく監査(法第242条)、市長等の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2の8第3項又は公企法第34条)等**

他の監査等に優先して実施する。



### 3) 監査等の実施時期(令和6年度)

実施月	決算審査・ 財政健全化 判断比率等審査	定期監査	財政援助 団体等監査	工事監査	例月出納検査
4月					—
5月					24日から末日迄 の間に実施
6月	↓	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p><b>監査対象部局</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合政策部</li> <li>・総務部</li> <li>・市民活動部</li> <li>・消防本部</li> <li>・市立池田病院</li> <li>・教育委員会 学校</li> </ul> </div>			”
7月					”
8月					”
9月					”
10月				↓	”
11月					”
12月				↓	”
1月					”
2月					”
3月				↓	”

※実施時期については他の監査等の状況により判断

#### 4)公表

定期監査等監査結果の公表は、市役所前掲示場に掲示して行うほか、市ホームページに掲載し、冊子を市行政情報コーナーに置く。

#### 5)その他

この計画書に定めるもののほか、監査等の事務手続き、着眼点等については、池田市監査委員に関する条例、池田市監査基準並びに、都市監査基準及び監査等の着眼点（全国都市監査委員会編）による。

# 参 考 资 料

## 定期監査計画

部局名	6年度	7年度	8年度
議会事務局			★
総合政策部	★		★
総務部	★		★
市民活動部 (広域商工課、広域人権課)	★		★
福祉部 (広域福祉課)		★	
子ども・健康部 (広域子育て支援課、広域幼児育成課)		★	
まちづくり環境部 (広域住宅課、広域まちづくり課、 広域環境保全課)		★	
都市整備部 (広域公園みどり課、広域風致緑政課、 広域指導課)		★	
会計管理室			★
消防本部	★		★
市立池田病院	★		★
上下水道部		★	
教育委員会・管理部		★	
教育委員会・教育部 (広域学校生活支援課)		★	
選挙管理委員会事務局			★
監査事務局			★
公平委員会			★
農業委員会事務局			★
固定資産評価審査委員会			★

※定期監査は、2年毎実施

※議会事務局、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会、  
農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会のみ3年毎実施

## 学校園定期監査計画

学校・園名		6年度	7年度	8年度
中 学 校	石橋中学校			★
	池田中学校	★		
	渋谷中学校		★	
	北豊島中学校		★	
義務 学校 教育	ほそごう学園 (小中一貫9年間)	★		
小 学 校	秦野小学校			★
	呉服小学校			★
	緑丘小学校			★
	神田小学校			★
	石橋小学校	★		
	五月丘小学校	★		
	池田小学校		★	
	北豊島小学校		★	
	石橋南小学校		★	
認定 幼 稚 園 こ ども 園	あおぞら幼稚園			★
	さくら幼稚園		★	

※定期監査は、3年毎実施

## 監査委員が行う監査等の種類と報告等

監査等の種類		根拠法令	報告等の決定			
			報告対象	合議	勧告	公表
監査	定期監査	地方自治法第199条第4項	議会及び市長等	○		○
	随時監査	地方自治法第199条第5項	〃	○		○
	行政監査	地方自治法第199条第2項	〃	○		○
	財政援助団体等に対する監査	地方自治法第199条第7項	〃	○		○
	公金の収納又は支払事務に関する監査	地方自治法第235条の2第2項	議会及び市長			
		公営企業法第27条の2第1項	議会、市長及び企業管理者			
	住民の直接請求に基づく監査	地方自治法第75条	請求人の代表者 議会及び市長等	○		○
	議会の請求に基づく監査	地方自治法第98条第2項	議会及び市長	○		○
	請願の措置としての監査	地方自治法第125条に関して 地方自治法第199条に基づき実施	議会及び市長等	○		○
	市長の要求に基づく監査	地方自治法第199条第6項	〃	○		○
	住民監査請求に基づく監査	地方自治法第242条	請求人	○	○	○
市長又は企業管理者の要求に基づく職員 の賠償責任に関する監査	地方自治法第243条の2の8第3項	市長	○			
	公営企業法第34条	企業管理者				
検査	例月現金出納検査	地方自治法第235条の2第1項	議会及び市長			
審査	決算審査	地方自治法第233条第2項	市長	○		
		公営企業法第30条第2項				
	基金の運用状況審査	地方自治法第241条第5項	市長	○		
	健全化判断比率審査	健全化法第3条第1項	市長	○		
	資金不足比率審査	健全化法第22条第1項	市長	○		

※「公表」は監査委員として行わなければならない公表である。

※「市長等」とは、市長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、その他法令又は条例に基づく委員会又は委員のことである。